


身近なバリアフリーハンドブック

～できるところからはじめる
既存や小規模な建築物の改善とサポート～



平成16年度

 東京都都市整備局

はじめに

少子高齢化社会を迎えた今、高齢者、障害者、子育てをしている人など、全ての人々が、自立し、生きがいをもって暮らせるまちづくりを一層推進していくため、東京都では、平成16年7月に、ハートビル法に基づき、「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（ハートビル条例）を施行しました。

都内の建築物の大多数を占める既存建築物・小規模建築物は、その多くがハートビル法及びハートビル条例の適用対象となっておらず、敷地や構造上の制約により、バリアフリー化が進んでいないのが現状です。

東京都では、ハートビル法及びハートビル条例の対象となっていない建築物のバリアフリー化を推進するため、学識経験者、障害者団体並びに都民公募の委員による「東京都福祉のまちづくり推進協議会」の意見を踏まえ、検討を進めてきました。

協議会からは、『「21世紀の福祉のまちづくりビジョン」のあり方について』（平成15年8月）の中で、当面の重点課題として、既存建築物・小規模建築物等への整備を重点的に推進していく必要があると提言を受けています。

また、平成14年度に本ハンドブックの素案を作成し、平成15年度には、素案に対し、多方面から意見を頂いてきました。

このハンドブックは、**高齢者、障害者等を含む全ての人々が利用しやすい建築物の拡充**を目指し、都民、事業者及び行政などに対し、**取組み方法をわかりやすく示しています。**

建築物の所有者、管理者並びに事業者など建築物を利用する全ての人々が、既存建築物・小規模建築物のバリアフリー化の整備を進めるにあたり、本ハンドブックを活用されることを期待します。

また、今後、ハンドブックをより良いものとするためにも、既存建築物を改修してバリアフリー化を図った事例を公募するなど、皆様からの意見等を頂ければと考えております。

最後に、本ハンドブックの作成にあたり、東京都心身障害者福祉センター、株式会社ケアグリーン（敬称略）の機関より資料提供等のご協力を頂きました。

目次

第1章 「身近なバリアフリーハンドブック」について	
1. 「身近なバリアフリーハンドブック」とは	…1-3
2. 既存建築物・小規模建築物のバリアフリー化に向けて	…1-4
3. 建築物のバリアフリーに関する取組の経緯	…1-4
第2章 既存建築物・小規模建築物の改修について—施設整備関連—	
1. 既存建築物・小規模建築物のバリアフリー化を進めるために	…2-3
2. 敷地内通路	…2-4
3. 駐車場	…2-7
4. 建物の出入口	…2-9
5. 廊下	…2-14
6. エレベーター	…2-16
7. 便所	…2-18
8. 浴室	…2-22
第3章 高齢者、障害者等への支援に向けて—人的サポート関連—	
1. 高齢者、障害者等に対する理解を深めるために	…3-3
2. 視覚障害者に対する支援	…3-6
3. 聴覚障害者に対する支援	…3-11
4. 車いす使用者・杖使用者等に対する支援	…3-15
5. 知的障害者に対する支援	…3-20
6. 身体障害者補助犬法について	…3-21
資料編	
○望ましいバリアフリー整備	…資-3
○広さに関する基本的な数値	…資-8
○床材と滑りやすさ	…資-10
○案内用図記号	…資-13
○国際シンボルマークの形状について	…資-20
○障害者の現状	…資-21
○身体障害者補助犬法	…資-23
○参考文献等	…資-28